

第 18 号議案

足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 22 年 2 月 23 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
足立区職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 11 年足立区条例第 2
号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とする。

第 3 条第 2 項中「550 円」を「400 円」に改める。

第 9 条第 2 項中「620 円」を「480 円」に改める。

第 10 条を次のように改める。

第 10 条 削除

第 11 条第 1 項中「心身障がい者（児）の指導、生活適応訓練又は就
労能力の向上を図るための指導」を「心身障がい者の指導又は生活適応
訓練」に改め、同条第 2 項中「390 円」を「310 円」に改める。

付 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

特殊勤務手当の一部を廃止するとともに、手当を支給する業務を見直
すほか、額を改定する必要があるため、この条例案を提出いたします。